

【速報】増値税の減税措置(税率調整)について

中国では、5月1日より増値税の税率調整が行われ、増値税の課税取引の内、一部の課税取引について軽減税率が適用されています。今回は、今回の減税措置の内容、及びその取引への影響について説明します。

1. 増値税の課税取引

従来、中国における消費に対する課税は、課税取引の内容に応じて、営業税もしくは増値税のいずれかの税金が課税されていました。昨今、営業税の増値税への一本化政策がすすめられ、昨年(2017年)11月に営業税暫定条例が廃止されたことにより営業税の増値税への一本化が完結し、中国における消費に対する課税は増値税に一本化されたものと評価することができます。増値税は2017年11月に改正された増値税暫定条例により課税が行われており、税率は、取引の内容に応じて17%、11%、6%及び0%が規定されています。(小規模納税人に対する対しては、一律3%課税が行われます。)

2. 今回の増値税の減税措置の内容

5月1日から実施されている増値税の減税措置では、これまで17%及び11%の税率が適用されていた課税取引について、それぞれ1%減税され16%及び10%の税率が適用されることとされています。なお、今回の減税措置では、これまで6%の税率が適用されていた課税取引は減税措置の対象から外されています。

■増値税の課税取引と税率

課税取引	税率		
	~2017.11.19	2017.11.19~	2018.05.01~
①貨物販売、労務、有形動産賃貸サービス、貨物の輸入取引 (ただし、②④⑤に規定される取引を除く)	17%	17%	16%
②交通運輸、郵政、基礎電信、建築、不動産賃貸サービス、不動産販売、土地使用権譲渡、及び以下の品目に関する貨物の販売及び輸入取引 1. 穀物等の農産物、食用植物油、食用塩 2. 水道水、暖気、冷氣、熱水、ガス、等の品目 3. 書籍、新聞、雑誌、音楽映像品、電子出版物 4. 飼料、化学肥料、農薬、農業用機械、農業用フィルム	11% 13%	11%	10%

課税取引	税率		
	~2017.11.19	2017.11.19~	2018.05.01~
③サービス、無形資産の取引 (ただし、①②⑤に規定される取引を除く)	6%	6%	6%
④貨物の輸出取引	0%	0%	0%
⑤サービス、無形資産の輸出取引 (ただし、国内の法人もしくは個人が行う取引であり、かつ国務院が規定する範囲内の取引であることが条件)	0%	0%	0%

3. 注意今回の減税措置の取引への影響と注意事項

ビジネス上取引単価を増値税込で決定している場合が多く見受けられますが、このような場合、今回の減税措置に伴う増値税込の取引単価の変動有無について、取引先との確認が必要といえます。特に仕入取引においては、増値税込の取引単価に変動がない場合、今回の減税措置の結果、仕入原価が1%増加することになりますので注意が必要です。

(執筆者連絡先)

上海成和ビジネスコンサルティング(SSBC) / 税理士法人 成和 代表 渡辺基成

住所: 上海市長寧区延安西路 1600 号 禾森商務中心 303 室

電話番号: +86-21-5237-6737

E-mail: info@seiwa-group.jp Website: <http://www.seiwa-group.jp/>